

## 産業廃棄物処理計画書

令和7年6月21日

広島市長

## 提出者

住所 広島市西区福島町二丁目14番13号

氏名 河井建設工業株式会社

代表取締役 河井 光誠

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-291-1211

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和7年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	河井建設工業株式会社
事業場の所在地	広島市西区福島町二丁目14番13号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	(D06) 総合工事業
②事業の規模	7,008,300千円
③従業員数	85名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙添付資料-1による

条例別紙1

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和6年度)実績量  
計画:今年度(令和7年度)計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	224.2	100									224.2	100			224.2	100				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	17.075	10									17.075	10			17.075	10				
紙くず															0	0				
木くず	6.4	4									6.4	4			6.4	4				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず															0	0				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず															0	0				
鉱さい																				
がれき類	518.8	450									518.8	450			518.8	450				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
廃石膏ボード	8	5									8	5			8	5				
石綿含有産業廃棄物	2.03	1									2.03	1			2.03	1				
合計	776.505	570	0	0	0	0	0	0	0	0	776.505	570	0	0	776.505	570	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

## 別紙2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

### 1 業者名, 所在地等

事業場の名称	河井建設工業株式会社
事業場の所在地	広島市西区福島町2丁目14番13号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

### 2 事業に関する事項

事業の種類	(D06) 総合工事業
事業の規模	7,008,300 千円
従業員数	85 名
産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙添付資料-1 のとおり

### 3 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙添付資料-2 のとおり

### 4 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

現状	(これまでに実施した取組) 排出を抑制するために発注者との協議で事前に確認を行う。
計画	(今後実施する予定の取組) 排出を抑制するために発注者との協議内容に基づき確実に実施する。

### 5 産業廃棄物の分別に関する事項

現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場にて分別されたがれき類は再資源化施設へ 汚泥、廃石綿類は最終処分場へ その他の廃棄物については信頼できる業者に分別を含め処理を依頼する。
計画	(今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記取り組みを確実に実施する。

6 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画はない。

7 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画はない。

8 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画はない。

9 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

現状	(これまでに実施した取組) 現在、再生処理業者と適正な委託契約を締結している。
計画	(今後実施する予定の取組) 今後も、再生処理業者と適正な委託契約を締結する。 また、優良認定処理業者への委託も検討する。